

平成 26 年 9 月 10 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る  
銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	該当法令等／該当条文	意見等
1	銀行法施行令改正案 第 4 条第 6 項、 銀行法施行規則改正案 第 14 条	<ul style="list-style-type: none"><li>金融機関から元本補填なし信託に対する信用供与等は、投信や SPC に対する信用供与等と同様に、当該元本補填なし信託自体を 1 つの信用供与先として与信管理すれば良いとの理解で良いか。</li><li>つまり、信託 ABL など金融機関による元本補填のない信託に対する信用供与等は、当該金融機関から当該信託銀行の銀行勘定や他の信託勘定に対する信用供与等とは合算しないとの理解で良いか。</li></ul>
2	銀行法施行規則改正案 第 14 条の 3 第 2 項 第 3 号	<ul style="list-style-type: none"><li>資産管理信託銀行は、各信託銀行の業務の合理化（複数の信託銀行が受託する有価証券等の集約管理による規模の利益を活かしたコスト削減）及び業務の提供改善の方法（高度な資産管理サービスの提供）を目的とする経営方針に基づいて、設立されている。</li><li>そして、資産管理信託銀行は、「資産管理の器」として、自己資本と比して資産規模が大きいという特質を有し、余資については、母体となった各信託銀行に対する信用供与等により、運用を行うケースがある。</li><li>かかる実態を踏まえるとき、銀行の経営の健全性を害するおそれ及び預金者等の保護に欠けるおそれが少ない場合において、仮に母体となった各信託銀行に対する信用供与等が信用供与等限度額を超えてしまう場合、これのみを理由に、信用供与等先を複数に分けなければならないとすれば、規制の趣旨に照らしても不合理と思われ、大量の余資を小さい限度額で分散投資するには放出先に限界があることもあり、運用効率性を大きく損ねることにもなりかねない。</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産管理信託銀行が信用供与等限度額を超えて母体となった各信託銀行に対し信用の供与等を行わないこととなれば、業務の合理化・業務提供改善の方法といったそもそもの経営方針の履行に支障を生じるおそれがある事態ともなることから、施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 3 号の「やむを得ない理由」として、個別承認の申請の対象となりうるものと考えられるが、その理解で良いか。</li> </ul>
3	告示案（別紙 18） 第 1 条第 1 項第 5 号、 同条第 2 項第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁告示第 1 条第 1 項第 5 号および同条第 2 項第 4 号では、合算関連法人等から除かれる者として「連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者」が規定されている。</li> <li>・これは、銀行法施行令第 4 条第 3 項に規定する合算関連法人等が他の受信合算対象者と経済的依存関係が極端に弱く、他の受信合算対象者の破綻が当該合算関連法人等に伝播しないことが明らかかな場合には、事前に当局の承認を得なくとも当該合算関連法人等を合算関連法人等から除くことができるとの理解で良いか。</li> </ul>

以 上